

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コートジボワール国サンペドロ・マン送変電設備整備事業準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：コートジボワール国サンペドロ・マン送変電設備整備
事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00254

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 8 月 6 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国サンペドロ・マン送変電設備整備事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月～2026年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第四課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 8 月 12 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 8 月 18 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 8 月 21 日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 8 月 29 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 9 月 9 日 12 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/fJd4H4FFDb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（４）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（３）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（４）別見積について」のうち、１）の経費と３）～４）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください

（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

- １）プロポーザル・見積書・別見積書
- ３）別提案書（第３章４．（３）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（３）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不

合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

- １）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- ２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- ３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	コートジボワール及び本事業周辺地域の既存送電網、西アフリカパワープール（WAPP）の計画等における現状・課題分析	第4条（3）
2	自然条件調査および環境社会配慮に関する重点的に調査が必要な項目と調査実施方針	第4条（4）（5）
3	本邦企業が有する技術、製品、アイディアの活用可能性と調査実施方針	第4条（11）

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、そ

の承諾を得ること。

- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 本事業は周辺地域における水力発電所の新規運用計画に基づいて実施されるものであり、関連事業、周辺事業の情報は本事業計画策定における基礎的な情報である。また、サンペドロ・マン間には既設 225kV 送電線 2 回線があることも踏まえ、周辺地域や同水系内（ササンドラ川やカバラ川）における水力発電所や既存送変電設備の運用計画、各送電線と各発電所/変電所との接続計画等の情報収集を行い、本事業との関係性を整理すること。また、本事業で新設される送変電設備の規模（電圧・回線数・電線サイズおよび導体数等）を代替案（例：225kV2 回線新設、225kV3 回線新設等）をもって比較検討し、供給安定度、建設コスト、設備保守等の観点から最適な設備規模を提案すること。
- 関連事業の情報に加え、最新の需要想定と最新の「国家開発計画」「発電・送電マスタープラン」を確認し、本事業のコンポーネント（送電線、変電所の新設、増設計画等）との整合性（送電線・変電所の電圧や新設する回線数、変圧器容量等が妥当か）を確認すること。
- コートジボワールでは、世界銀行、アフリカ開発銀行、フランス開発庁等の他ドナーによる電力セクター事業が実施中または計画中であるため、情報収集を行い協調融資の可能性を検討すること。

（２）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）
（以下「調達ガイドライン」という。）

- ☐ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012 年 4 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022 年 10 月）
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022 年 10 月）
- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- ☐ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- ☐ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

- ☐ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - (ア) IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - (イ) コンサルティング・サービスの TOR
 - (ウ) 事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料
 - (エ) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(3) 審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 適用される技術基準
 - ② 施工計画
 - ③ 調達計画

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)

- ④ 事業費
- ⑤ 事業実施スケジュール
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 運営・維持管理体制
- ⑧ 運用・効果指標
- ⑨ 内部収益率（IRR）
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ 本邦技術活用可能性
- ⑫ 協調融資も含めた他ドナーとの連携可能性、他ドナーとの役割分担（協調融資となる場合）

また、審査にあたり必要な項目を追加する可能性がある。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認をとること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「コートジボワール国電力セクターに係る情報収集・確認調査」（2019 年）
 - ② 「ターボ・コスー・ブアケ電力網強化事業準備調査」（2021 年）
 - ③ 「ターボ・コスー・ブアケ電力網強化事業」（2022 年～実施中）

（６）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所の

みならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、運搬用道路等の関連インフラ等

また、本事業で整備される変電所は、中国輸出入銀行の支援で整備中の水力発電所とも間接的に接続される予定であるが、同事業の詳細についても確認する。

(7) 本邦技術の適用検討／本邦企業の参入促進

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用可能性を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 本事業において導入可能性のある本邦技術の例として、低損失送電線が挙げられる。近年は他国企業も低損失電線の導入実績を積み増していることも踏まえつつ、本邦技術の導入可能性を検討する。
- 適用を想定する本邦技術の施行上及び契約監理上の留意事項を整理する。なお、上述の技術以外の提案を妨げるものではない。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。
- 本事業への参入に加え、事業対象地域近郊の鉱山における鉱山開発への本邦企業の関心や参入可能性についても情報収集を行うこと。

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求めら

れるものと大きな乖離がないことを検証する。

- 本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境ガイドライン」という。）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類される。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案、該当する場合は住民移転計画案の作成支援に係る検討を行う。
- なお、現状計画では送電線ルートが一部保護区に干渉する点等が懸念されるが、本調査内での検討を通じ、影響を及ぼしやすい特性（大規模な森林伐採、大規模非自発的住民移転等）や影響を受けやすい地域（保護区等）への影響が回避されるルートへの変更を想定している。仮に同影響回避が困難となる場合、環境カテゴリ分類の見直しやそれに伴う業務内容の変更について発注者と調整する。

（9）Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術・デジタル技術の活用が期待される。本業務では、Building Information Management（BIM）又は Construction Information Management（CIM）の導入を検討すること。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待される。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。
例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等
- 調査団員に SCADA を使える人材を含むこと。また、系統解析ソフトウェア Power Factory（DIgSILENT 社）⁴を使ったモデリングを行うこと。
- 事業対象地は道路等の基礎的なインフラが未整備の地域が多く、病院や学校等への物理的なアクセスに課題があることから、本事業における遠隔サービスの可能性を検討すること。
- 公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

⁴ 実施機関が通常使用しているシステムであり、先方から指定があったもの。

(1 0) 迅速化に向けた検討

- ☒ 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(1 1) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

- ☒ 本業務では以下の点に留意する。

- ① 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- ② 連携の可能性が想定される既往事業を以下に列挙する。
 - 有償資金協力「ターボ・コスー・ブアケ電力網強化事業」（2022 年～実施中）
 - 技術協力「西部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」（2024～実施中）

(1 2) 相手国関係機関との調整

- ☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関や関連する省庁に加え、コートジボワールにおける発電所や送電線の事業運営者である CIE（Compagnie Ivoirienne d'Electricité）⁵からのヒアリングも重要である。事業完了後の運用等に関する情報を報告書に含めること。
- 本事業により整備される送電線は、近隣水系（ササンドラ川、カバラ川）において新規運用予定の発電所での発電電力を送電することが想定されている。新規水力発電所の建設状況、完工後の運用等に関する情報も報告書に含めること。

第 4 条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要

⁵ 実施機関である CI エナジーとは異なる機関。国とのコンセッション契約に基づき、コートジボワールの発電・送電事業を実施委託されている。

がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理⁶

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁷。
 - ・ 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - ・ 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - ・ 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等⁸

☒ 概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気候条件調査（気温・気候、標高、汚損レベル、風速、日射量等の、鉄塔強度・絶縁設計・がいし設計・電線選定等に資する情報調査）
- ② 自然災害調査
- ③ 生態系調査
- ④ 地形調査
- ⑤ 地質・地盤調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア

⁶ 本事業の対象地域及び新規送電線が接続する送配電網における現状と課題、WAPP の計画における本事業の位置付け及び WAPP の計画自体の現状について、既存の資料から分かる範囲で事前に確認した上で、重点的に調査すべきポイントや地域を整理することを求める。

⁷ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

⁸ 具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはプロポーザルで提案すること。

写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者（注：JICA）と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

- ⑥ 地籍調査⁹
- ⑦ 支障物調査

（５）環境社会配慮に係る調査¹⁰

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- i. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - （a）環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - （b）「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - （c）関係機関の役割
- ii. スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- iii. ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する 情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等 がない場合（例えばデ

⁹ 詳細は（５）環境社会配慮に係る調査 ②住民移転計画を参照。

¹⁰ 本事業の送電ルートは国立公園や保護区の近隣を通る可能性があり、慎重な環境社会配慮調査が求められるため、提案を求める。

一タが古く、現況を示さない場合等。一般的には 環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

- iv. 影響の予測
 - v. 影響の評価及び代替案の比較検討
 - vi. 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
 - vii. 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
 - viii. 予算、財源、実施体制の明確化
 - ix. ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
 - x. プロジェクトから直接排出される温室 効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計
- (ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

② 住民移転計画

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下 i ~xi を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

- i. 住民移転に係る法的枠組みの分析
- (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提

案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

ii. 住民移転の必要性の記載

- (a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

iii. 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- (a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

iv. 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。
- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合

はその理由を記載する。

- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
 - (d) ESS5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
 - (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。
- v. 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）
 - (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。
 - vi. 苦情処理メカニズムの検討
 - (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。
 - vii. 実施体制の検討
 - (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。
 - (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合

は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

viii. 実施スケジュールの検討

- (a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ix. 費用と財源の検討

- (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

x. モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監視のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

xi. 住民参加の確保

- (a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、

実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(6) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

(オ) ジェンダーアクションプランの策定可能性を検討する。

- ③ 調査項目として下記を含める。

- ・ エネルギーとジェンダー関連の法律・制度・政策
- ・ 関連政策・計画上のジェンダー平等と女性のエンパワメントの位置付け
- ・ 実施機関におけるジェンダー平等の取り組み状況、従業員のジェンダー比や意思決定体制への女性の参画度合い、女性従業員の労働状況や課題
- ・ 意思決定者、関係者のジェンダーに関する理解度
- ・ ジェンダー担当者の有無
- ・ 建設作業員のジェンダー別の雇用状況・環境（SGBV等のリスクを含む）

- ・建設現場等の関連施設における更衣室やトイレ、休憩室といった設備構造面における課題や改善可能性

(7) 障害の視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、対象国・地域の社会、エネルギー分野における障害者のニーズや課題を調査・分析し、抽出された課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。
- ② 実施機関従業員の障害者の比率や参加度合い、労働状況や課題、及び建設作業員の障害者の比率や雇用状況・環境・課題（建設現場における設備構造面における課題を含む）を調べた上で、改善可能性を検討する。

(8) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析¹¹

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。なお、「第4条 業務の内容（5）環境社会配慮」における温室効果ガス総排出量推計条件に該当しない場合は、プロジェクト総排出量を報告書に記載せず、Climate-FIT を用いた推計結果を別途 JICA に提出する。

☒ 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒ 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

- ① 具体的には、Climate-FIT（緩和策）方法論 No.12「送電効率化」等を利用して温室効果ガス排出削減量の推計を実施する。

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

- ① 具体的には、Climate-FIT Part1 及び Part2 電力セクターの記載を参考にリスク評価・適応策検討、裨益人口等の推定を行う。

¹¹ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

(9) 代替案の検討

- ☒ 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

➤ 代替案検討が求められる項目¹²は以下のとおり。

- ① 建設予定地
- ② 配置計画
- ③ 施設の構造形式
- ④ 建設材料の種類
- ⑤ 施工方式

(1 0) 概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

- ① 架空送電設計
 - ルート概要（環境社会配慮調査の結果分析を含む）
 - 架空送電設備概要（送電容量、電力線の選定、支持物、がいし等を含む）
- ② 変電設備設計
 - 既設変電所拡張の基本設計
- ③ 電力系統計画
 - 既存の計画案の確認及び系統解析の結果を踏まえた計画案の作成
 - 事業完了後の電力系統のシミュレーション
- ④ 完成予想図（BIM/CIM を活用した CG 等）
 - 最適代替案を選定する際の意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
 - 概略設計後の完成予想図の作成

(1 1) 事業実施計画の策定

- 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

- ① 施工計画

¹² 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

- 安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

(12) 本邦技術の活用可能性の検討¹³

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

¹³ 本事業では、低損失電線等の本邦技術活用可能性を検討している。先方実施機関にて導入の判断を行うための本邦技術の情報を必要としており、本調査を通じて情報収集・整理を行う。低損失電線以外の技術も含め、現時点で可能性のある技術について情報を整理し、調査の実施方針に含めることを求める。

- 競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。
- ③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法
 - 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- ④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法
 - 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。
- ⑤ 本邦調達比率の算定
 - 本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

（１３）事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他１（融資非適格項目）

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク) その他２（融資非適格項目※）

ア) 完成後の委託保守費

イ) 初期運転資金

ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費¹⁴（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
 - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１４）調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含め

¹⁴ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

ること。

- ① 資機材調達計画について、発注者の承諾を得る。
- ② 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター
応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージご
とに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- ③ 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記 2)～4)の内容
については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

1) 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業の類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
(本邦企業が受注した既存事業における教訓を含む。)
- 現地コントラクターの一般事情(施工実績、保有する建設機械等)
- 現地コンサルタントの一般事情(詳細設計、入札補助、施工監理におけ
る経験・能力)

2) 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式
 - 契約約款(CCAG または FIDIC)の検討
- 契約条件書等の設定の基本方針
 - 適用する標準入札書類等(送電線建設については土木工事用の適用を
第一に検討する)
- 紛争選定委員会(Dispute Board)の設置

3) コンサルタントの選定方法案

- International Consultants の採否
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法(QCBS/QBS)等

4) コントラクターの選定方針案

- PQ 条件の設定
- 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
- Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

(15) 事業実施体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制(組織面)

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

② 実施機関の体制(財務・予算面)

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（１６）運営・維持管理体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

（１７）実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- 事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

- ② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
 - 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
 - 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
 - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
 - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

（１８）免税措置の調査

- ☒ 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（１９）事業実施段階における施工上の安全対策の検討¹⁵

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。
- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版¹⁶を参照する。
 - 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（２０）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

- ☒ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

¹⁵ 概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

¹⁶ JSSS は、仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

(2 1) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

(2 2) コンサルティング・サービスの提案

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹⁷について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- コンサルティング・サービスの内容は、基本設計、詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。

(2 3) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）
 - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
 - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
 - IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
 - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。

¹⁷ 規模は「業務人月」とする。

- 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
 - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の2年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
 - 本事業における現行の運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - 設備稼働率、設備利用率、最大利用率等
 - 送電端電力量
 - サンペドロからマンへの送電による電力損失率
 - 既存の225kV送電線の負荷率
 - 系統内の過程における平均停電時間
 - リベリア、シエラレオネ、ギニアへの売電量

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。
例：相手国に進出している本邦企業にもたらされる便益等

（24）本邦企業説明会の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。
- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。

（25）プルーフエンジニアリング（P/E）¹⁸対応

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

¹⁸ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

（２６）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第５条 成果品」に記載の報告書等¹⁹を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

（２７）調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第５条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	キックオフミーティング後 3 営業日以内（日本語）	日本語	電子データ	

¹⁹ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

	初回現地調査前（仏語）	仏語	電子データ	
環境チェックリスト（調査方針）※インセプション・レポートに含める形での提出も可。	初回現地調査前	日本語	電子データ	
インテリム・レポート	初回現地調査開始後 6 ヶ月以内 （予定）	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	初回現地調査開始後 8 ヶ月以内 （予定）	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
初期環境調査報告書 / 環境アセスメント案（住民移転計画案）※ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）に含める形での提出も可。	初回現地調査開始後 8 ヶ月以内 （予定）	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	初回現地調査開始後 10 ヶ月以内 （予定）	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	契約履行期限末日	仏語	CD-R	3 部
		日本語	CD-R	3 部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	製本	6 部
			CD-R	5 部
			製本	6 部
			CD-R	5 部
デジタル画像集	F/R と同時提出		CD-R	5 部
調査データ ※F/R の別添等に含める形での提出も可。	F/R と同時提出	日本語	CD-R	5 部
		仏語	CD-R	5 部

※各報告書の具体的な提出時期は、調査のスケジュール計画を踏まえて発注者と協議の上、0号打合簿にて取り決めることとする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- 環境社会配慮部分：第3条（8）に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

(3) 環境チェックリスト（調査方針）

- 第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」、該当する場合は②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。
- インセプション・レポートに含める形での提出も可。

(4) インテリム・レポート

- 提出時点での調査結果の全体成果
- 事業の背景・経緯・目的・内容、事業実施の必要性・妥当性、環境社会配慮調査、自然条件調査、ジェンダー調査結果、事業の概略設計、事業実施計画、本邦技術活用可能性、事業実施体制、運用・効果指標等
- ドラフトを作成し、発注者と協議をした上で必要な修正を行い、コートジボワール側と協議し、コメントを取りまとめること。なお、ドラフトの提出にあたっては発注者が内容を確認するための十分な時間（5営業日を目途）を確保すること。

(5) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

- 記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(6) 初期環境調査報告書 / 環境アセスメント案（該当する場合は住民移転計画案）

- 調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）
- ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）に含める形での提出も可。

(7) ドラフト・ファイナル・レポート

- 本調査のすべての成果²⁰、要約

²⁰ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcel ファイルを含める。

- 発注者からのコメントを踏まえて修正したレポートをコートジボワール側に説明、内容につき協議・確認を行う。なお、ドラフトの提出にあたっては発注者が内容を確認するための十分な時間（5 営業日を目途）を確保すること。

（８）デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

（９）ファイナル・レポート

- 本調査のすべての成果、要約
- ドラフト・ファイナル・レポートに対する発注者、コートジボワール側のコメントや協議結果を反映する。
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

（１０）ファイナル・レポート（先行公開版²¹）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

（１１）調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報²²の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第 6 条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカ

²¹ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

²² 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

ルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査	本事業の内容を考慮の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、手法、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案する。	一式	定額計上
3	環境社会配慮調査	本事業の内容を考慮の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、手法、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案する。	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒ 本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

機材名	機材の別	見積の取り扱い
自然条件調査必要機械	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 基本情報

- (1) 国名：コートジボワール共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：バ・ササンドラ県（人口約 269 万人）、モンターニュ県（人口約 303 万人）
- (3) 案件名：サンペドロ・マン送変電設備整備事業 (Project to Reinforce the Electricity Networks between San-Pedro and Man)
- (4) 事業の要約：南西部のサンペドロ変電所及び西部のマン変電所に超高圧 400kV 変電設備を増設し、両変電所間に 1 回線の 400kV 送電線を新設して、両地域間を連係整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
 コートジボワール共和国（以下、「同国」）は、西アフリカ経済通貨同盟 8 カ国の GDP 合計の 4 割を占める域内の経済中心国である。同国政府は国家開発計画（2021-2025）（Plan national de développement. 以下、「PND」）の柱の一つ「経済構造転換の加速化のための産業集積」において経済・産業開発を重視し、国内への低コストで安定した電力供給を目標としている。また、西アフリカ 14 か国が加盟し国家間で電力を融通する仕組みである西アフリカパワープールにおいて融通される電力の 21%を供給する等、同国は自国を地域のエネルギーハブとして位置付け、近隣諸国への電力輸出を促進している。地域の人口増加や国内の経済成長に伴い、2040 年の電力需要は国内で 34,047GWh（2022 年時点：11,447GWh）に、近隣諸国から同国に対しては 2,927GWh（2022 年時点：1,923GWh）に増大見込みである。同国は国内外の需要増大を受け、発電・送電マスタープラン（2022-2040）（以下、「MP」）において、国内の発電容量を 2040 年までに 8,604MW に増大させることを計画している。（2022 年時点：2,648MW）

サンペドロ近郊ササンドラ川は、国内に 3 か所ある水力発電拠点のうちの 1 つであり、2027 年から 2030 年の間に同水系において 5 件、同じくサンペドロ近郊のカバラ川において 1 件の新規水力発電所操業開始が計画されている。既存発電所を含めた同水系における水力発電所の発電容量合計は 2024 年の約 440MW から 2030 年には約 1,200MW に増大する計画であり、発電された電力は西部地域を通過して北部及び近隣諸国まで送配電される。サンペドロの北部約 400km 地点に位置するマンは、近年鉱山開発が進み本邦企業も進出しているトンクピ地方の州都であることに加え、リベリア、シエラレオネ、ギニア等の周辺国を含む各配電先への送配電の重要拠点である。一方で、既存のサンペドロ-スブレ-デュエクエ-マンを繋ぐ送電線は 225kV2 回線で構成されており、水力発電所の新設により増加する発電容量に対して送電容量が不足する見込みであることに加え、電力損失率の削減を通じた長距離送電の効率化が課題となっている。同国は、全国の電力損失率を 2040 年には 4.0%とすることを目標としている。（2023 年時点：6.14%）

サンペドロ・マン送変電設備整備事業（以下、「本事業」）は、サンペドロ及びマンの既存変電所に超高圧 400kV 変電施設を増設し、両変電所間に 400kV 送電線を新設することで、コートジボワール中西部、北部及び近隣諸国への送電容量増加と送電効率向上を通じた電力供給の安定化を図り、コートジボワールの経済・産業

活動の活性化及び周辺国を含む地域住民の生活環境の改善を促進するものである。また、本事業は水力発電所の発電容量増強に対応して送電設備整備を行うものであり再生可能エネルギーの普及推進に繋がるものであるため、温室効果ガスを 2030 年までに 28%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標とも整合するものである。

(2) 電力セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対コートジボワール国別開発協力量針（2023 年 9 月）における重点分野として「持続的な経済成長の推進」が定められており、JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）において、送配電網の拡張及び送電線ロス率の削減が課題であると分析されている。また JICA は技術協力プロジェクト「西部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」において西アフリカ地域における広域系統運用促進を目指しており本事業と方向性が一致する。さらに JICA グローバルアジェンダ 3「資源・エネルギー」の「送配電ネットワーク強化」クラスターの方針にも合致する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行及びアフリカ開発銀行は、地方電化を目的として西部地域の変電所や送配電網の整備を実施中。アフリカ開発銀行はコートジボワール、リベリア、シエラレオネ、ギニアを繋ぐ国際送電網の整備を行っている。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、コートジボワールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、基幹送電線新設及び変電設備増設を通じた地域への安定的な電力の供給に資するものであり、SDGs ゴール 7 に貢献する。また、水力発電拠点と消費地を接続し、より低炭素なエネルギー源を用いた電力供給ができることから、SDGs ゴール 13 にも貢献しうするため、本事業の実施を支援する必要性は高い。加えて、マン近郊の鉱山では稀少鉱物（ニッケル、金等）が産出されている。同国の鉱山開発においては日本製建機が多く使用されており、同地域における安定的な電力供給は我が国及び本邦企業にとっても重要である。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的：本事業は、サンペドロ及びマンにおける変電所に超高圧 400kV 変電設備を増設し、両変電所間に 1 回線の 400kV 送電線を新設して、コートジボワール中西部・北部及び周辺国への送電容量増加と電力供給の安定化を図り、もって周辺国を含む地域住民の経済・産業活動の活性化及び生活環境の改善を促進するもの。

②事業内容

- ア) サンペドロ・マン間の 400kV 送電線（370km）1 回線の新設（国際競争入札）
- イ) サンペドロ及びマンの変電所における 400kV 変電設備 2 件の増設（国際競争入札）
- ウ) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）（ショート・リスト方式）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

- ・ 直接受益者：整備される変電設備から直接電力供給を受ける利用者
- ・ 最終受益者：同じ電力系統内で接続された電力供給を受ける利用者、同じ電力系

統内で接続された電力供給を受ける施設（病院、学校等）の利用者

④他の JICA 事業との関係：円借款「ターボ・コスー・ブアケ送変電設備整備事業」を実施中。国内中央部を通過し北部に接続する送電線（225kV）の2回線化と、ヤムスクロ及びブアケにおける変電所新設を行う円借款「ターボ・コスー・ブアケ送変電設備整備事業」を実施中。本事業と共に2ラインの整備を通じ、国内送電網の拡張を図り、地域への送電容量増大及び送電効率化に相乗的に貢献する。

（2）事業実施体制

①借入人：コートジボワール共和国政府（The Government of Côte d' Ivoire）

②事業実施機関／実施体制：コートジボワール電力公社（Côte d'Ivoire Energies 、以下、「CI エナジー」）

③他機関との連携・役割分担：コートジボワールにおける地方電化事業を実施しているアフリカ開発銀行や世界銀行などとの協調融資の可能性を検討。

④運営／維持管理体制：設備資産管理、送配電事業の計画立案は CI エナジーが行う。送変電施設の運用・保守は民間委託された企業が担う。（詳細は調査にて確認）

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：電力セクターにかかる各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ② 語学能力：英語（フランス語ができると望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025 年 10 月～2026 年 10 月

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 29.25 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、送電・変電の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ 30 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 環境社会配慮調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- (a) Côte d'Ivoire's Electricity Production and Transmission Master Plan for the period 2022 – 2040
- (b) Mission Conjointe JICA – CI Energies en Vue de la Formulation du Projet de la Ligne 400kV San Pedro2 - Man

2) 公開資料

- (a) コートジボワール国 電力セクターに係る情報収集・確認調査
(2019) : <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12333886.pdf>
- (b) コートジボワール共和国 北部回廊（ターボ・コスー・ブアケ）送変電設備整備事業準備調査ファイナルレポート（2021） :
https://openjicareport.jica.go.jp/644/644/644_515_12361127.html
- (c) ターボ・コスー・ブアケ電力網強化事業 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_IC-P3_1_s.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄フランス語）	無（C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する主な言語はフランス語です。）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と

し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 大統領選挙実施の影響を受け、2025 年 10/1～12/7 の期間は JICA の安全対策措置上の渡航制限が通常よりも厳しくなる可能性があります。同措置を踏まえた渡航計画については、契約締結後に発注者および JICA コートジボワール事務所と協議の上決定するようお願いいたします。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外

としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

1 6 2, 9 1 3, 0 0 0円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（４）別見積としている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（５）定額計上について

■ **本案件は、定額計上があります（1 9, 0 0 0, 0 0 0円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査関係業務	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	8,000,000 円	自然条件調査費一式	現地再委託費
2	環境社会配慮関係業務	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	8,000,000 円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託費
3	自然条件調査必要機材	「第2章 第7条 機材の調達」	3,000,000 円	試験用機械等、自然条件調査に必要な機材費	機材購入費

（6）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

コートジボワール国アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。本調査における現地調査全体の 2/3 程度がアビジャン滞在になることを想定しています。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)